

令和2年

沖縄県商品流通調査 記入手引

☆この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。
☆この調査票は、統計以外の目的(徴税等)に使用することは絶対にありません。

令和3年11月

沖縄県企画部統計課

目 次

I 商品流通調査の概要	1
II 調査票記入上の一般的注意事項	4
III 調査項目別注意事項	4

I 商品流通調査の概要

1. 調査の目的

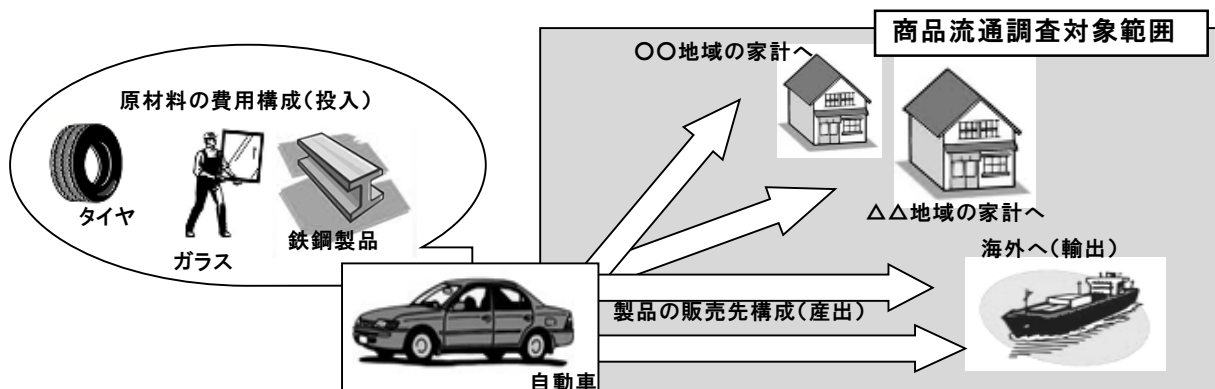
商品流通調査は、沖縄県が作成する産業連関表*作成の基礎資料とするため、地域相互における商品流通状況を目的として、5年に1度実施しています（前回は、「平成27年調査」を平成28年に実施）。

※1：産業連関表

産業連関表とは、ある特定の地域において一定期間（通常1年間）に行われた財・サービスの産業間取引を一つの行列（マトリックス）に示した統計表です。

産業連関表を縦方向（列部門）にみると、その部門の財・サービスの県内生産額とその生産に用いられた費用構成の情報が得られます。また、横方向（行部門）にみると、生産及び輸移入された財・サービスがどれだけ販売されたか（販売先構成）の情報が得られます。

例えば、自動車を生産する際には、タイヤやガラス、鉄鋼製品など、様々な原材料が必要になります。産業連関表では、自動車産業をはじめとするすべての産業が購入した原材料やサービスの金額を産業別に掲載し、また、投入された原材料によって生産された製品が、どこで消費されたかを産業別に掲載しています。これを利用することによって、ある産業において生産を行った場合の他産業に対する生産波及効果を計測する、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能になります。



本調査は、貴事業所が生産された製品がどの地域で、また、どの業種で消費されたかを調査するものです。本調査の結果は、産業連関表における生産物の販売先構成の推計に使用されます（次頁参照）。

－産業連関表の利用例－

- 産業別の投入構造や産業と産業の結びつきが詳しくわかります。
- 特定の経済政策が各産業にどのような影響をもたらすかを分析することができます。例えば、公共投資、IT投資などによる経済効果や、大きなイベント等による経済の波及効果などがわかります。
- 国民経済計算（GDP統計）の重要な基礎資料として利用されています。

財・サービスの流れや結びつきがわかる産業連関表

		内生部門					外生部門					地域 内 生 産 額		
需要部門 (買い手)		中間需要				最終需要			(控除)	(控除)				
		1 農 業	2 林 業	3 水 産 業	計	家 計 外 消 費 支 出	消 費 費	固 定 資 本 形 成	在 庫 出	輸 移 出	計	輸 入	移 入	
		〔生産される財・サービス〕				A					B	C	D	A+B-C-D
内生部門	供給部門 (売り手)													
	中間投入	1 農林水産業 2 鉱業 3 製造業	↓列	原材料及び粗付加価値の費用構成(投入)	生産物の販売先構成(産出)									
		〔供給される財・サービス〕	→行											
		計	E											
	家計外消費支出 雇用者所得 営業余剰 資本減耗引当 間接税 (控除)補助金													
外生部門	粗付加価値													
	計	F												
	地域内生産額	E+F												

本調査結果を基に推計。

2. 調査の対象

「品目コード一覧表」に掲げる品目を生産している事業所の中から、調査対象として約400事業所を選定し調査します。（※調査対象となる品目について、県内シェアの大きい事業所から順に選定しております。）

この調査は、個々の事業所を対象としていますので、貴事業所単体での内容を記入してください。貴事業所で生産された製品のみが調査の対象となり、他の事業所※2から受入れた製品で、貴事業所では全く加工をせず、そのまま※3出荷するものは調査の対象となりません。

※2：「他の事業所」には

関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所を含みます。

※3：「そのまま」には、

検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なし、貴事業所の生産に含めます。

【注】加工のみを行う事業所も調査の対象となります。

この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。徴税、その他報告者の利害に関することに利用したり、調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありません。

3. 調査事項

調査事項は、「自工場生産額」、「うち自工場消費額」、「うち輸出向出荷額」及び「うち国内向出荷額（消費地別構成比）」です。

4. 調査票の提出期限、提出方法及び問い合わせ先

(1) 調査票の提出は、令和3年11月30日（火）までをお願いします。

(2) 同封の「令和2年沖縄県商品流通調査票」にご記入の上、同封の返信用封筒に入れて郵送をお願いします。（郵送料無料）

(3) 郵送提出先及び問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県企画部統計課 企画分析班 電話：098-866-2050 FAX：098-866-2056 Mail：aa014001@pref.okinawa.lg.jp 統計課HP：http://www.pref.okinawa.jp/toukeika/

※記入いただいた内容につきまして、お問い合わせをさせていただく場合がありますので、記入された調査票は一部控えを取っておかれますようお願い致します。

5. その他（留意事項）

商品流通調査は沖縄県を含む47都道府県で調査を実施しますが、各都道府県の事情により、令和3年度に実施する都道府県と令和4年度に実施する都道府県があります。複数の都道府県に事業所を有する本社担当者におかれましては、場合によって、令和3年度及び令和4年度のそれぞれの年度で該当する事業所分の調査票にご対応いただくことが必要になる場合もあります（ただし、同一事業所について両年度で記入等することはありません）。

大変お手数をおかけしますが、御協力のほどよろしく申し上げます。

Ⅱ 調査票記入上の一般的注意事項

1. 数字は全て「1, 2, 3, 」のように**算用数字**で明瞭に記入してください。
2. 金額で記入する項目については、**千円単位**で記入し、**単位未満は四捨五入**してください。
3. この調査票は、**令和2年（1月1日～12月31日）**の1年分について記入してください。ただし、この期間での記入が困難な場合には、この期間に最も近い1年間によって記入しても差し支えありません。（例：令和2年2月1日～令和3年1月31日）
4. 貴事業所において、調査事項の中で、把握していない項目については、お手数ですが記入可能な本社等へご確認いただきますようお願い致します。

Ⅲ 調査項目別注意事項

貴事業所で生産された製品について、調査票に印字されている「品目名」及び「品目コード」毎に、別冊の『商品流通調査品目例示』を参考にまとめて記入してください。

◆調査票に印字されている品目以外にも生産している製品がある場合

『商品流通調査品目例示』を参考に「品目」及び「品目コード」を空欄に追記してください。

◆調査票に印字されている品目を生産していない場合

「自工場生産額」に「0（ゼロ）」を記入するとともに、印字されている「品目」、「品目コード」に＝線を引いてください。

◆単純に一つの欄に記入できない場合（同一品目でも型違い等で区別している場合等）

同一の「品目」及び「品目コード」を用いて、一つは印字されている欄に、以降は追記してそれぞれの金額を記入してください。

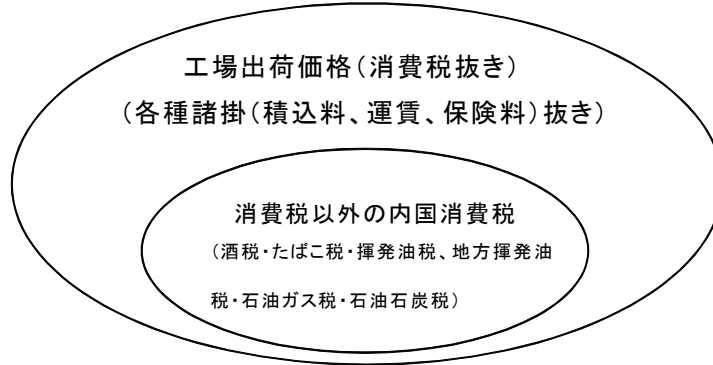
また、いずれの項目も可能な限り、**数量×工場出荷価格** で計算してください。

工場出荷価格とは・・・

消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではなく、貴事業所が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税抜き）を指します。

「工場出荷価格＝工場出荷額－消費税」

工場出荷価格



なお、工場出荷価格で記載出来ない場合は、調査票右下の備考欄に、記載していただいた方法（例：加工賃、内国消費税抜き等）を記入してください。

（参考：生産動態統計調査との違いは、生産動態統計調査は、消費税込み。当調査は原則消費税抜きとなっております。）

<調査項目の説明>

以降の「◎」はその項目に含まれるもの、「×」はその項目に含まれないものとします。※〔数字〕は調査票の入力項目番号となっております。

1. 消費税の扱い〔101〕

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」かを○で囲んでください。原則「抜き」で記入をお願いします。

2. 自工場生産額〔102〕（＝自工場生産数量×工場出荷価格）

「品目名」欄に記入した品目について、貴事業所で生産した年間の生産額を記入してください。貴事業所内で消費したもの（下記「3. うち自工場消費額〔103〕」）も含めてください。輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入、他企業からの購入は含めないでください。

◎：他から受託して生産したもの。品目名に「（賃加工）」と記載のある品目に限ります。【例：054 染色整理（賃加工）】

賃加工は、数量×加工賃、または加工賃収入で記載してください。

※『品目コード一覧表』に記載のない賃加工品目については、回答不要です。

※記入が困難な場合には、委託者に確認等を行い記入してください。

×：貴事業所が他に委託して生産させたもの（実際に生産した受託者の側で生産に計上しますので、ここには含めないでください）。

3. うち自工場消費額〔103〕（＝消費数量×工場出荷価格）

上記「2. 自工場生産額〔102〕」のうち、貴事業所内で生産している他製品の原材料や研究開発用等に消費した分について、自工場消費額として記入してください。

◎：自工場で生産し、出荷せずに自工場で生産している他製品の原材料となる中間製品

×：他工場から受入れた原材料や、他工場から購入した原材料

×：他工場に出荷した原材料

4. うち輸出向出荷額〔104〕（＝輸出数量×工場出荷価格）

上記「2. 自工場生産額〔102〕」のうち、貴事業所から直接または輸出商社等を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売したものを記入してください。

5. うち国内向出荷額〔105〕（＝出荷数量×工場出荷価格）

上記「2. 自工場生産額〔102〕」のうち、国内向けに出荷したものを全て記入してください（貴事業所から出荷したもののうち、上記「4. うち輸出向出荷額〔104〕」を除いたもの）。

◎：同一企業内の他工場へ原材料として出荷したもの（その場合は市価で換算して記入してください）。

6. 消費地別構成比〔201～262〕

上記「5. うち国内向出荷額〔105〕」の消費地別構成比を、合計が100.0%となるように百分率で小数点以下1桁まで記入してください。

この欄は、貴事業所で生産された製品が「最終的にどの地域の企業や消費者に消費（出荷）されたか」について記入してください。卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、**製品の最終消費（出荷）先**になります。

◆貴事業所の製品が「部分品・中間製品(次工程に組み込まれるもの)」の場合
：同製品を原材料として用いて、次工程の生産活動を行う地域を記入。

◆貴事業所の製品が「最終製品(それ以上加工されないもの)」の場合
：同製品を購入して、実際に使用する企業や消費者の所在する地域を記入。

◆貴事業所が受託生産を行っている場合（賃加工品目の場合）

①発注事業所がその製品に対し、さらに加工等を加える場合
：発注事業所の所在する地域を記入。

②発注事業所は加工等を行わず、保管するのみで各地域の事業所へそのまま出荷（2頁の『※3「そのまま」には、』を参照）しているような場合
：各地域の事業所の所在する地域を記入。

※賃加工の場合は、委託先に出荷先地域を問い合わせ、委託先の最終消費地を記入してください。

◆流通業者・流通センター等に対して一括して納入している場合

：納入先へ最終消費地の照会を行うなどして、出来る限り地域ごとに記入してください。

どうしても地域別データが把握できない場合には、記入者の経験に基づき可能な範囲で消費先を推計して記入してください。

都道府県別には不明だが、東北地域や関東地域など大きい地域区分であれば把握しているという場合には、各地域の「不明」欄に、また、一部の都道府県のみが不明な場合も、可能な限り都道府県別に記入し、残りを各地域の「不明」欄に記入してください。

7. その他

◆調査票の「問い合わせ先」は、記入していただいた内容につきまして、お問い合わせをさせていただく場合がありますので、お手数ですが、記入者の氏名、所属部署名、連絡先を必ず記入してください。

◆「備考記入欄」には、注意すべき事柄がありましたらその旨記入してください。また、工場出荷価格（消費税を除く）で記入できない場合は、記入に際して実際に採用した方法を記入してください。

- 例)
- ・休業中のため出荷をしていない
 - ・操業開始後未出荷のため出荷をしていない
 - ・酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の納付税額抜き
 - ・国内出荷額は「税込み」で回答したが、輸出向出荷額は直接輸入のため「税抜き」となっている
 - ・輸出向出荷額は、直接輸出の税抜き額と商社経由で出荷した税込額が混在している等